

平成28年度
東京都動物愛護管理審議会（第1回）
会議録

平成28年12月26日
東京都福祉保健局

(午後2時00分 開会)

○小林健康安全部長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「平成28年度第1回東京都動物愛護管理審議会」を開会させていただきます。

私は、福祉保健局健康安全部長の小林と申します。どうぞよろしく願いいたします。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。

初めに、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条により、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。本審議会の委員数は17名でございます。現在の出席者数は14名で、定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして梶原福祉保健局長より御挨拶を申し上げます。

○梶原福祉保健局長 東京都福祉保健局長の梶原でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、東京都動物愛護管理審議会委員をお引き受けいただき、まことにありがとうございます。また、平素より東京都の動物愛護管理行政に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

東京都では、平成26年1月の本審議会答申に基づきまして、平成26年3月に東京都動物愛護管理推進計画を改定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、さまざまな施策を実施しているところでございます。

推進計画の中で数値目標として掲げておりました動物の引取数の大幅な減少や、犬猫の返還・譲渡率の増加を達成するなど、動物愛護団体等、関係者の皆様、都民の皆様の御協力のもと、着実に成果を上げてきております。

今後は、小池知事が公約に掲げております動物の殺処分ゼロを目指しまして、さまざまな取組を加速させるとともに、動物愛護相談センターにつきましては、収容施設から譲渡拡大に向けた施設への転換を図るため、求められる機能と役割を検討し、その結果をもとに基本構想を年度内に策定したいと考えてございます。

本日は、推進計画改定後3年目となりましたことから、これらの施策の進捗状況を本審議会にて報告させていただくことといたしました。また、基本構想についても御意見をいただければと思います。

本審議会でもいただきました御意見をもとに推進計画の施策を積極的に進めてまいりますので、御審議のほど、どうぞよろしく願いを申し上げます。

○小林健康安全部長 本日は今期の審議会の初回でございます。委員の皆様を御紹介させていただきます。

名簿順に御紹介申し上げます。大変恐縮ではございますが、お名前を読み上げますので、その場で御起立をお願いいたします。

初めに、青木委員でございます。

○青木委員 よろしく申し上げます。

○小林健康安全部長 有田委員でございます。

- 有田委員 有田でございます。よろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 打越委員でございます。
- 打越委員 成城大学の打越と申します。どうかよろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 内山委員でございます。
- 内山委員 内山です。よろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 香取委員でございます。
- 香取委員 香取でございます。よろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 日柳委員でございます。
- 日柳委員 日柳でございます。よろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 小松委員でございます。
- 小松委員 小松です。よろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 崎山委員でございます。
- 崎山委員 崎山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 東海林委員は、本日、御都合により御欠席でございます。
高倉委員でございます。
- 高倉委員 高倉でございます。よろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 高橋委員も、本日、御都合により御欠席でございます。
橋本委員でございます。
- 橋本委員 橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 林委員でございます。
- 林委員 よろしくよろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 水越委員は、本日、御都合により御欠席でございます。
山内委員でございます。
- 山内委員 山内です。よろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 山口委員でございます。
- 山口委員 山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 渡井委員でございます。
- 渡井委員 渡井と申します。よろしくお願いいたします。
- 小林健康安全部長 事務局につきましては、お配りしております名簿のとおりでございます。
ここで梶原局長は公務により退席をさせていただきます。
- 梶原福祉保健局長 どうぞよろしくお願いいたします。
(福祉保健局長 退席)
- 小林健康安全部長 それでは、本日は第1回目の会議ですので、会長を選任していただきたいと存じます。

条例施行規則第15条により、会長は委員の皆様の互選となっております。どなたか

会長候補の御推薦はございますでしょうか。

内山委員。

○**内山委員** 林先生にお願いするのが最適と思いますが、いかがでしょうか。

○**小林健康安全部長** ただいま、内山委員より林委員を御推薦いただきましたが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○**小林健康安全部長** ありがとうございます。

御賛同いただき、林委員が会長に選任をされました。

林会長には、会長席にお移りいただきたいと思います。

(林委員 会長席へ移動)

○**小林健康安全部長** それでは、林会長から一言いただき、これからの進行につきましては会長にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○**林会長** 僭越ではございますけれども、会長役を務めさせていただきます。

会長が最初に行うべき仕事は副会長を選ぶということですので、これは私からの指名となっておりますから、指名させていただきたいと思います。

小松委員、副会長になっていただけないでしょうか。

ありがとうございます。それでは、小松委員もこちらのほうにお願いします。

(小松委員 副会長席へ移動)

○**林会長** それでは、これから議事に入ります。

最初に、本会議は原則として公開ということをお委員の皆様には御承知おきいただきたいと思ひます。それから、お手元にございます資料及びこれから作っていただきます議事録も、原則として全て公開ということになっています。

東京都動物愛護管理推進計画の進捗状況について関係する資料が用意されていますので、これを事務局から御説明いただきますが、今日の議題は報告事項とその他ということで、御審議いただくことは今回はないということです。

それでは、まず初めにお手元の資料1～3まで御説明させていただきたいと思ひます。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 環境衛生事業推進担当課長の原口でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

私からは、お手元の資料1～3について御説明を申し上げます。

まず、資料1でございます。A3版の資料となっております。「『東京都動物愛護管理推進計画』の概要」ということをございますして、現在の推進計画の概要をまとめたペーパーとなっております。

この計画は、根拠法令などについては上の囲みの中に書いてございますように、動物の愛護及び管理に関する法律、あるいは東京都動物の愛護及び管理に関する条例、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針ということで国が示した指針に基づいて計画が立てられております。そして、位置づけでございますけ

れども、都民、事業者、ボランティア、関係団体、区市町村、東京都といった、動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針になっております。計画の期間でございますけれども、平成26～35年度までの10年間の計画で、5年後を目途に見直しをすることでございます。

下の部分でございますが、東京都はいろいろな施策を展開しておりますが、施策展開の方向を4つに整理しまして、そして、トータルしますと15の施策を具体的な取組内容としております。

まず、1番目の方向としまして「動物の適正飼養の啓発と徹底」、これは左側の上の囲みでございますが、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化ですとか、地域猫の対策の拡充ですとか、多頭飼育に起因する問題への対応など、施策1～7をこちらのカテゴリーにまとめてございます。

下に移りますが、2番目としまして「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」ということでございます。動物取扱業の監視強化、あるいは動物取扱業の指導事項等、施策8～11をこちらにまとめてございます。

右の上になりますけれども、3番目の方向としまして「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」ということで、譲渡拡大のための仕組みづくり、あるいは取扱動物の適正な飼養管理の確保など、2つの施策をこちらにまとめております。

また4番目の方向としましては「災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」ということで、動物由来感染症への対応強化、あるいは災害時の動物救護体制の充実など、2つの施策をこちらにまとめております。

これらの推進計画の具体的な数値目標を定めております。指標としましては「動物の引取数」を、平成35年度までに平成24年度に比べて15%削減をする。また「動物の致死処分数」を平成24年度に比べて20%削減する。「犬の返還・譲渡率」を85%以上にふやす。「猫の返還・譲渡率」を20%以上にふやすというような具体的な数値目標を定めております。

そして、これらの施策を展開するときには、動物愛護管理を効果的に推進していくために、都民、事業者、ボランティア、関係団体、区市町村、東京都が、それぞれの役割に、主体的に、積極的に取り組みながら、連携、協働をして進めていくということでございます。最終的には「人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す」ということで、こちらの計画が策定されております。

先ほども申し上げましたが、今年度は3年目ということございまして、小池都知事の殺処分ゼロ、動物愛護相談センターに関係します施策について動きがございますので、皆様に進捗状況を御報告申し上げ、御意見などをいただきたいと思っております。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2は、平成26～28年度の3年間で取り組んできた施策1～15についてまとめてございます。非常にボリュームが大きいものですから、特にこの3年間で、東京都

として新しい取組をした部分についてはアンダーラインを引いておりまして、その部分を中心に御説明を申し上げます。

まず、施策1「適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化」でございます。

東京都は普及啓発に力を入れておりますけれども、皆様の机上資料としまして『犬を飼うってステキですか?』という本がございます。動物愛護読本ということで小学生を対象に作っておりますが、もちろん大人の方にも非常に好評な読本でございます。内容としましては、犬を飼うこと責任ですとか、すばらしさという内容になっております。平成27年度でございますが、これをアニメ化しまして、東京都YouTubeで公開しております。ですので、誰もがいつでも、この動物愛護読本のアニメ版を見ることができるということになっております。そして、都内には私立も含めまして約1,300の小学校がございますけれども、全部の小学校にアニメ化したDVDを配布しております。

また、もう一つの普及啓発資材としまして机上資料ということで御用意いたしました「ペットと暮らすシニア世代の方へ一緒に長く幸せに暮らすためのヒント」でございます。東京都における飼い主からの引取理由の大体6割が飼い主の健康問題にかかわることでございます。近年、飼い主の高齢化ということで、高齢者から引き取るケースも多くなっております。そこで、現在、ペットを飼っているシニア世代の方々に向けて、ペットと安心して暮らすためのヒントを紹介するパンフレットを作成しております。飼い主の方々が高齢になって、ペットのお世話でいろいろと困ることが出てきたときにどうしたらいいのだろうというヒントになるようなことをまとめております。これを地域包括支援センター、病院、動物病院、あるいは民生委員の方々に配っております。

また、平成28年度、今年度でございますが、新しく動物愛護アニメとしまして「ボクの家に来るよ」という、東京都、あるいは動物愛護団体などが行っております譲渡活動を紹介する内容、それから、猫の適正飼養に関する内容をこちらに入れまして、東京都YouTubeで本日より公開するような段取りになっております。このような取組をしております。

続きまして、2ページ目、施策2「犬の適正飼養の徹底」でございます。

特に犬に関しましては、狂犬病予防法に基づきます登録・狂犬病予防注射に関する普及啓発が非常に重要になってまいります。都庁1階のエントランス部分に、東京都の取組を御紹介する展示などができるスペースがございます。そこで都庁に来庁される都民の皆様方に向けまして、狂犬病予防法の普及啓発をするためのパネル展示などを平成26年度4月に行っております。それから、都営地下鉄の車内の液晶モニターなどを活用した予防注射の実施の普及啓発などにも取り組んでございます。

続きまして、3ページ目、施策3「地域の飼い主のいない猫対策の拡充」でございます。

東京都では、区市町村、それぞれの地域において、飼い主のいない猫対策のいろいろ

な取組を進めていただいております。区市町村に対しましては、平成19年度から飼い主のいない猫対策の包括補助事業ということで支援をしてきておりますけれども、それに加えまして、今年度は特に飼い主のいない猫対策について、地域において、行政、自治会、ボランティア団体などで構成される推進協議会などを設置して、計画的に進めていただいている事業として構築していただいている区市町村に対しまして、補助の金額をアップして支援を強化しております。

続きまして、4ページ目、施策4「多頭飼育に起因する問題への対応」でございます。

これに関しても包括補助事業ということで、多頭飼育問題対策について取り組んでいる区市町村に対しての支援を行っております。特に多頭飼育ということになりますと、私どもは動物関係だけではなくて、福祉ですとか、いろいろな関係者に情報提供をしながら、また、情報共有をしながら、いろいろなアプローチが必要な場面が出てまいります。そこで、都内の福祉関係者に対しまして、動物愛護相談センターというところがあって、そこで飼い方の相談などに応じるとか、動物愛護相談センターの存在自体を御存じない方もまだ多いものですから、そういった情報提供をさせていただくと同時に、平成27年度は、行政職員、あるいは登録譲渡団体、動物愛護推進員の方々を対象にしました研修会「都の多頭飼育問題への取組」、また「社会福祉学から見たアニマルホーダー」というようなテーマで研修会なども行っておりまして、情報を共有しながら進めております。

続きまして、5ページ目、施策5「動物の遺棄・虐待防止に関する対策」でございます。

これにつきましては、動物の遺棄・虐待対応について、対応する職員の資質を向上させるということを目的としまして、外部の研修なども受講させているところでございます。英国王立動物虐待防止協会の方が講師を務めてくださった研修に、参加をしております。

それから、お手元に机上資料としてお配りをしましたが、昨年度、遺棄・虐待防止のポスターを作っております。「ずっと家族だよ！」というポスターでございますが、これについては警察署、あるいは都立公園などに配布をして掲示をしていただくような取組もしております。また、大型デジタルサイネージなどで虐待防止関係の普及啓発映像を放映し、多くの都民の方に遺棄・虐待は犯罪だというようなことも含めて情報提供をしているところでございます。

続きまして、6ページ目、施策6「適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成」でございます。

東京都では、現在、大体300名前後の方に動物愛護推進員の委嘱をさせていただいておりますが、推進員の方々に対しまして、研修会を年に3～4回開催しております。推進員の方々の実際の活動に役立てていただけるような、内容の研修会を組み立てております。

続きまして、7ページ目、施策7「小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援」になります。

新たな取組としましては、昨年度から夏休みにサマースクールを動物愛護相談センターで開催しております。親子で参加できるという形でございます、子供たちに犬の飼い方ですとか、東京都が行っている譲渡のことですとか、そういったお話をさせていただいております。また、従来、小学校低学年を対象とした動物教室というのを実施しております。犬との接し方ですとか、遊んだ後には手を洗うですとか、咬まれないように、咬傷事故が起きないように、そういう危害防止の観点からも教室でお話をさせていただいているのですが、これまで動物を連れていくという教室をしておりましてけれども、動物のストレスに配慮しなければいけないということもございまして、動物を使わないプログラムを開発し、展開しております。また、小中学校の授業で、東京都の動物愛護の関係の話をしてほしい、獣医師がどういう仕事をしているのか教えてほしいという要望もございまして、対応しているところでございます。

8ページ目、施策8「動物取扱業の監視強化」でございます。

動物取扱業に関しましては、動物愛護相談センターが監視、登録の受け付け、監視指導業務を行っております。行政処分に関してなのですけれども、平成26年度には都内のペットショップを対象としまして、改善勧告、改善命令、そして、平成27年度には業務停止命令という事例がございました。また、平成27年度には都内の猫カフェを対象とした改善勧告、改善命令を行い、続いて平成28年度には、業務停止命令、そして、業務停止命令の期間中にこちらが指示したことをやり遂げられなかったということから、猫カフェでは初めての登録取消しを行いました。猫カフェに関して、今年の7～10月には一斉監視というのも行っております。法改正などもございまして、事業者にもきめ細かく周知をしているところでございます。

9ページ目の施策9が、今、申し上げました「動物取扱業の指導事項等の拡大への対応」ということございまして、これに対して、監視、あるいは通知などで事業者に対して周知をしているところでございます。特に今年度につきましては、犬猫の日齢規制の変更、猫に関しては夜間展示の時間の変更などもございまして、制度周知を図っているところでございます。

10ページ目、施策10「特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底」でございます。

都内では、平成28年度9月末現在、危険な動物を飼っている特定動物飼養許可施設数は118件ございますが、こういった飼養・保管許可取得者に対して、文書によって飼養状況の調査などを実施しております。

11ページ目、施策11「産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応」でございます。

これに関しましては、畜舎の許可が、平成28年度9月末現在、八王子市、町田市を除いて多摩地域では150件あるということございまして、相談等があったときに、

特に畜舎に関しては、家伝法の関係で産業労働局が立ち入りをするときもありますので、合わせて行ったり、あるいは窓口で許可申請や苦情相談があったときに監視をするというような形で対応をしております。

12ページ、施策12「譲渡拡大のための仕組みづくり」でございます。こちらが、この3年間で大きく動きがあった部分でございます。

平成26年度に、譲渡対象団体の登録基準を見直しまして、非営利の団体だけでなく、一定の条件を満たすペット関連企業などとも連携をしているということでございます。まだ数はそんなに多くはございませんが、そういう形もとっております。登録譲渡団体専用譲渡サイトを開設しまして、譲渡対象動物の情報などの提供も行っております。また、多くの都民の方に譲渡を知っていただく、あるいはおとなの犬、おとなの猫から飼うということも、とてもメリットがあるというパンフレットを作っております。机上資料として御準備をいたしましたが「成犬・成猫の新しい飼い主になってみませんか？」というパンフレットを作成しまして、区市町村、登録譲渡団体などに配布をしております。

平成27年度でございますけれども「環境省モデルプラン保護犬の譲渡推進事業開始」ということで、東京都の動物愛護相談センターから台東区民の方が犬をもらったときに、台東区では登録料の免除ですとか、しつけ方教室の料金を免除するというような新しい取組をされております。また、都立公園のフェスティバル、あるいは動物園などを活用させていただきまして、いろいろな譲渡事業のPRを行っているところでございます。また、大型デジタルサイネージを活用した譲渡事業の普及啓発などにも取り組んでおります。

本年度でございますが「殺処分ゼロに向けた取組の強化」ということで、殺処分ゼロに向けて、取組を強化しているということがございます。

ここで、皆様のお手元でございます参考資料1と書いてある資料を御覧ください。

「動物の総取扱数及び引取数の推移」ということで、平成18～27年度の10年間、東京都が扱った動物についてのグラフでございます。見ていただきますと、引き取ったもの、捕獲・収容したもの、負傷動物を収容した数、これを全部足し上げた総取扱数が折れ線グラフになっております。平成18年度は9,566頭だったものが、平成27年度は1,772頭まで大きく減少しております。

続きまして、参考資料3を御覧いただきたいと思っております。

参考資料3は「致死処分数の推移」でございます。条例ができてから平成27年度までの致死処分数の数を折れ線グラフにしたものでございます。ピークは昭和58年ということになりまして、5万6,427頭いたものが、平成27年度には816頭まで大きく減少しております。

参考資料4を見ていただきたいと思っておりますが、これが平成27年度の816頭の、処分数の細かい内訳になります。

まず「①動物福祉等の観点から行ったもの」ということで合計299頭ございます。これは、けが、あるいは感染症などによって、動物が非常に苦しんでいるというような場面での苦痛からの解放ですとか、衰弱や感染症によって成育が極めて困難であるとか、著しい攻撃性がある非常に危ないというようなものについては299頭おりました。これらについて、獣医師が判断して安楽死措置をするというものについては、これからも必要であると考えております。「②引取り・収容後死亡したもの」ということで314頭ございますけれども、これは収容した後、収容期間中に容態悪化等により死亡してしまったものが314頭ほどおりました。「①②以外の致死処分」というのが203頭ございまして、主に離乳前の子猫、あるいは高齢な動物などが、ここに入ってきていると思います。譲渡が難しかったものということになりますが、殺処分ゼロということで東京都がこれから目指していくものは、この「①②以外の致死処分数」の203頭を何とか減らしていきたいということでございます。

また、殺処分ゼロに向けた取組の強化ということで参考資料5を御覧いただきたいと思っております。今年度、東京都は新たに、独自に11月を動物譲渡促進月間としまして、東京都動物愛護相談センター、愛護団体などが行う譲渡活動をより多くの都民の方に周知するため取組を11月から行っております。東京都YouTubeや街頭ビジョンなどで知事のメッセージを放映したり、譲渡PRイベント、あるいは登録譲渡団体が行っている譲渡会の情報をセンターのホームページなどで紹介するというようなこともやっております。

続きまして、13ページ、施策13「取扱動物の適正な飼養管理の確保」を御覧ください。

これについては、特に動物愛護相談センターの譲渡拡大に向けた施設への転換ということで、私の説明とは別に、基本構想の検討について後ほど御説明をさせていただき、御意見をいただきたいと思っております。

続きまして、14ページ、施策14「動物由来感染症の対応強化」でございます。

動物取扱責任者の研修は法定研修でございますが、動物取扱業における動物由来感染症の情報提供、あるいは予防対策について、研修会を利用して普及啓発を行っております。

また、最後のところに下線を引いておりますが、野生動物における狂犬病調査の実施ということでございます。これについては、台湾で平成25年7月に狂犬病が発生し、厚生労働省のほうからも狂犬病調査の実施について協力依頼があったということで、東京都においては環境局が収容する傷病タヌキなどについて、年間1頭ぐらいなのですが、調査を実施しております。新たな取組でございます。

最後になります。15ページ、施策15「災害時の動物救護体制の充実」でございます。

平成26年度は、動物愛護推進員の方々に災害をテーマにした研修会を実施しました。

平成27年度においては、区市町村の担当者と常に情報交換をしているところでございますが、特に災害対策ということで避難所の運営マニュアル、あるいは災害時の動物に関するマニュアルなどを先行して整備されている、区市町村の取組を事例集としてまとめ、区市町村の皆様へ配布をしております。そういった形で先行事例を参考にさせていただいて、各区市町村での災害の対策を進めていただくという取組をしております。

また今年度でございますが、熊本の地震がございました。東京都からも6月、7月、9月、獣医師を9名派遣しております。熊本での対応について、御協力をいたしました。また、熊本県から被災ペットの受け入れをお願いしたいと全国自治体に向けて依頼がありましたので、東京都は猫を5頭お引き受けしまして、全て譲渡をしております。このような取組を行っております。

資料2の説明については以上でございます。

このような取組を重ねた結果、資料3「致死処分数減少への取組」ということで、最初に申し上げた数値目標に対して、今、どういう状況かということでございます。

「平成27年度実績値」ということで「動物の引取数」につきましては、平成27年度は1,202頭、58.1%の削減ということで、目標としていた15%を大きく上回る数字になっております。また「動物の致死処分数」につきましても、先ほど申し上げた816頭、66.1%削減ということでございますので、目標としておりました2割以上を大きく上回る削減をしております。また、先ほど御説明申し上げた殺処分ゼロということに向けて、今、取組を強化しております。2019年度までには殺処分をゼロにすることを目標にしております。「犬の返還・譲渡率」につきましても96%、「猫の返還・譲渡率」につきましても39%ということで、目標を大きく上回ることができていますことを皆様に御報告を申し上げます。

非常に駆け足で申しわけございませんが、私からの説明は以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、委員の皆様から御意見、あるいは御質問でも結構ですが、ございますか。

打越委員。

○打越委員 初めて委員になったのに最初に手を挙げてしまって僭越ですが、林先生、また、よろしく願いいたします。

東京都の事業は、いろいろなことに積極的に取り組んでいらっしゃるということがよくわかったのですが、それだけに幾つものリクエストや質問したいことがございまして、単純な質問だけ先にさせていただきます。

まず1つ目、資料2の1ページ目、施策1の普及啓発に関して、DVDやYouTubeでアニメーションを配信している、学校での教育のために使っているとのことでしたけれども、YouTubeであれば家に帰ってパソコンを見なければいけないとか、DVDだとテレビがないと見られないというような状況だと思うので、本当は冊子がベ

ストで、また、それを普及啓発として配ればいいなということがあると思うのですが、これは予算の都合で冊子に限界があるのかということ伺いたいのが1点です。

2点目は、同じく資料2の施策3になりますけれども、飼い主のいない猫対策に対して補助率をアップしていると原口さんからお話があったと思うのですが、飼い主のいない猫対策の補助というのは主に何に使う補助であるのか。不妊・去勢手術のための補助なのか、それとも活動全般の補助なのか、あるいは地域ごとに普及啓発チラシを作るための補助なのか、既にある程度決まっていると思うのですが、補助の費目のつけ方や、あるいは逆に縛らないで補助を渡すというのもありだと思っておりますが、東京都内でも不妊・去勢手術をしなければいけない猫たちはまだいっぱいいると思うのですが、それでも全国的に見れば、西日本とかの温かい地域に比べると東京都の野良猫の数はうんと減ってきていると思うのです。そうすると、単に不妊・去勢手術をしたらそれだけでいいというものではなくて、むしろ人口密度の高いところでは、チラシとか、普及啓発とか、地域住民の理解というのが、今後、一層重要になってくるのかなと思うと、補助のあり方などはどうなっているのか伺いたいと思いました。

3点目、単純なところなのですが、これは各ページに出てくるのですが、例えば動物愛護推進員であるとか、行政職員の区市町村の担当者の方をターゲットにした研修会とかイベントであるとか、そういったものを幾つもいろいろな場面でやっていらっしゃると思います。私もぜひ行ってみたいと思っています。というのは、ツイッターなどをやっている、参加した人が今日は何々研修会に行っておもしろかったと書いて、後からそういうのがあったのだというのを知る、一般の人というか、愛護推進員さんぐらいの縛りで参加できるような行事があれば、委員にも投げてください、やっているのだというのがわかるだけでも進捗状況をリアルに感じられますし、行けるなら私も行きたいと感じました。

ただ、事務局の負担のことがあると思うので、一つだけ、実は今回の審議会の委員の通知などを見て驚いたのが、メールで送ってくるときも委員一人ずつに、打越委員宛ての名前で書類を整えて、メールアドレスを全部一つずつ分けて、東京都の事務局はメールを送ってくださっていますけれども、そんな手間をかけなくてよくて、関係者各位、委員各位で全部統一のファイルで、あるいはメールを送るときも全部BCCで送ってくださってよと、そのくらい委員対策の手間を抜く分、一般の人や推進員が参加できる研修会、行事について、ぜひ告知をしていただきたいと思います。

以上です。

○林会長 お答えいただけますか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 ありがとうございます。

1番目の普及啓発の資材、本来であれば冊子がいいだろうということですが、また、ここもパソコンになってしまうのですが、東京都としては全ての冊子、普及啓発資材をネットからダウンロードできるようにしております。パソコン環境さえあ

れば、全都民の方がいつでも自分の家で冊子をとれるということだと思います。また、作った資材のターゲットを考えまして、今回、シニア世代の方に対するパンフレットを作っておりますが、病院ですとか、包括支援センターですとか、どこに置いたら一番効果的かということで置く場所をいろいろ考えながらやっているところでございます。

2番目の飼い主のいない猫対策はどのような費目に使われるのかという御質問だったかと思いますが、飼い主のいない猫対策については、地域で会議を開催するときの会議費ですとか、不妊・去勢手術の支援あるいは普及啓発、看板、リーフレットを地域で作りたいというときに、そういったものにお使いできるような形にしておりまして、単に不妊・去勢手術だけではなくて、普及啓発や地域の取組に使えるような形にしております。

今年度から新たに補助の金額をアップしたメニューも御紹介したところでございますが、これについては、地域でさらに計画的に、効果的に取組を進めていただいているという場合に、補助の金額が高いほうを申請していただければ、補助条件として合っていれば補助をするということで、例えば推進協議会を設置して、ボランティアや行政、獣医師会、いろいろな関係者と協議会を設置して、計画的に飼い主のいない猫対策を進めるのだというときに、補助の金額をアップしたものをお使いになれるようにしております。

3番目の研修のことでございますが、行政担当者、あるいは推進員の方々を対象にしたものもございまして、実は、東京都は一般の飼い主を対象にした研修会もやっております。毎年2月11日、お休みの日に都民ホールで行うというのが恒例になっています。この研修会は一般都民の方が参加できるということで、今ちょうど参加の募集をかけていまして、毎年200人ちょっと御参加をいただいております。今年は、高齢になってしまった動物のお世話の仕方、問題行動などをテーマに、一般都民の方を対象にした研修会を計画しております。

○打越委員 3つ目のお願いは、一般の人たちのイベントで何をやっているのかを知りたいのではなくて、こういう研修会とか、推進員とか区市町村との取組があったときに、まるでメーリングリストを流すように、東京都は今回これをやりましたとか、あるいは事前に知らせられるのなら委員のメンバーに知らせておいていただければ、この審議会が開かれなくても東京都の事業展開の進捗状況を把握できるので、そういう連絡をするのが手間だと思うのですね。でも、やってほしいと思うので、その手間暇の分、通知などは手を抜いていただいてもいいのではないかとこのところでは。

○原口環境衛生事業推進担当課長 ありがとうございます。

○林会長 委員のメンバーの方には一人一人お名前を書かなくていいという御提案もあったのですが、東京都の習慣として、どの部局でも一人一人きちんとメールを出すというのであればしようがないですけれども、確かに手間が省けるという意味では、メーリングリスト的なものをもっと活用していただくといいと、そういうことだったでしょう

か。

○**打越委員** はい。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 先生からいろいろと貴重な御意見をいただきましたので、省力化できる部分はできるだけ省力化させていただければと思います。ありがとうございます。

○**林会長** この話は非常に重要で、ついこの間、ペット法学会という学会があったのですが、そこで環境省の則久動物愛護管理室室長が嘆いていたのは、いろいろなことで不満たらたら電話が長時間かかってくるらしいのです。ほとんど仕事にならないと。あそこは7人しかいないのに、全体としては仕事が3倍以上に増えている中で、これは大変なことなのだと。本来、環境省の動物愛護管理室の方々は動物の愛護管理のために働かないといけないのに、クレマーの電話に追われていたら、逆に動物虐待になるのではないかと、クレマーの人たちはそれをやっているのではないかと思うのです。

私が聞きたいのは、東京都はそんなことはありませんか。東京都は大丈夫ですか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 東京都は地方自治体でございますから、やはりいろいろな電話をいただきます。もちろん貴重な御意見もありますし、事実として長時間にわたる電話対応もでございます。

○**林会長** これは本当に対策がないようなのですが、ぜひお体を大切に動物愛護行政に励んでいただきたいと思いますが、今、全国でそういうことが起きているのだらうと思うのです。非常にゆゆしきことだと思います。

他に御質問、御意見。

どうぞ。

○**香取委員** 私も初めての委員で早速に手を挙げてしまったのですが、3番目の地域の飼い主のいない猫対策の拡充ということで、私はこの問題をずっと取材、執筆をしてきたということと、それから、東京都の動物愛護推進員の第1期から推進員をさせていただいて、また、千代田区で勝手に千代田モデルをしている中でずっと思っているのは、どうも東京都は歯がゆいのではないかと。ビジョンがないと。飼い主のいない猫対策は何をすると効果的なのか、私は現実にフィールドワークもやって、取材もやってきた中で、もうちょっと東京都がビジョンを掲げて、これがいいよというのを言ったほうがいいのではないかと。

私は前から地域猫活動と言われるものが大分膠着状態になっているのを見ていて、もうちょっと東京都がはっきりと方針を決めていただいているのではないかなと。どうもボランティア任せで、ぐるぐる同じところを回っている、三歩進んで二歩下がるというのが私の感覚なのです。

今、千代田区だけ、猫は東京都の動物愛護相談センターのお世話にならなくなりました。どうしてそれがうまくいったかというのをもうちょっとしゃべらせてくれといつも思っているのですが、千代田区は特殊な場所だからとか、千代田区は特殊なので

自分とは関係ないということで余り話を聞いてもらえなかったのですが、なぜ千代田区はうまくいき、他の地域でいま一つうまくいっていないか、私は実は分析してわかっているのですが、それはもうちょっと東京都ではっきりと分析をしてビジョンとして掲げていかないと、いつまでも自称地域猫活動ボランティアが、地域猫活動の三者協議とか三点セットとあって、何か抱え込んだまま、鬱病になってしまったり、疲弊し切ってやめてしまったり、ちっとも進まない。だから、これはもうちょっと東京都が、予算ももちろんのことだし、具体的に何に予算をかけるかなのですが、もう少しきちんとビジョンを掲げることが第一で、それによって東京都は何をやるべきか。それで区市町村との連携なのですが、どう連携するのか、これではまだ見えないと思うのです。なので、この16年間、千代田区で中心になってやってきて、東京都は歯がゆいとすごく思っています。

動物愛護の問題の中で、飼い主のいない猫対策というのは、最も重要と書いていいぐらいに重要課題だと思うので、もう少し踏み込んでというのが私の思いで、このたび委員で呼んでいただいて、ぜひいろいろと申し上げたいことがありますということで、よろしくをお願いします。

○林会長 これについては、特にお答えはないかと思うのですが、千代田区がうまくいっているのは香取さんがいるからですよ。それ以外の理由はないと思う。これについては、後からまた論議をしましょう。

それと東京都だけではないわけです。各区がありますでしょう。区と東京都の温度差も、区によってあるのではないかと予想しますけれども、なかなか難しいところがありますよ。区が東京都のハルスプランに沿って100%動いてくれるかどうかというのは、また事情があるのではないのでしょうか。区によって先進区と、そうではない区がありますから、その辺は東京都のほうでゆっくり後からお聞きください。何しろ今回の委員の方々は、なかなかの御意見の方が新しく委員になりましたので、東京都のほうも気をつけて対応をしていただいたほうがいいかと思えます。

他に、これまで委員でおられた方も、どうぞ遠慮なく。

どうぞ。

○渡井委員 愛護団体の渡井と申します。

私たちの会も創立して25年ぐらいになるのですけれども、最初は神奈川県、次は東京都と、もう走り回って、ほとんど犬なのですが、犬を東京都から譲渡していただいておりました。それで、今、こうして殺処分ゼロなんていう言葉が出てきたこと自体、私たちは夢のような言葉なのですが、現実には裏が大変なことになっています。

今後、殺処分ゼロを確立していく上で、愛護団体との協力というのは不可欠だと思うのです。それで愛護団体を登録団体として登録する条件なのですが、いろいろと耳に入ってきまして、動物が自然な姿で繁殖するのが最もよいということで不妊・去勢手術はしないという愛護団体もあるのです。ただ、それだけのレベルの飼い主さんが多

ければ、こんなにちまたに犬猫があふれるはずがないのです。今、特に多頭崩壊で、この間も長崎で自家繁殖したマルチーズが50頭いました。その後にもまた、雑種の犬が48頭だったかな。最近相模原で猫が80頭。これはみんな飼い主がどんどん増やしてしまっただけです。

結局、私たちは譲渡する条件として、病気とか高齢の動物にはしませんけれども、これからまだ繁殖能力がある動物たちを皆様に譲渡していく上で、まず不可欠な問題だと思うのです。そこで東京都のほうで団体の登録をしていただく条件として、不妊・去勢手術をしない団体でも、殺処分ゼロを確立するためにはやむを得ず登録してしまうということはないのでしょうか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 登録譲渡団体の条件については、今の状況を継続する予定でございます。

○渡井委員 今度、ある団体が都内にシェルターを作って、そこは主義として不妊・去勢手術はしないと。ちょっと私はびっくりしてしまっただけなんですけれども、そういうことが、会員さんとか、協力してくださっているボランティアさんたちから耳に入りまして私もちょっと調べたのですが、幾ら私たちが頑張っても譲渡して殺処分ゼロに向かってやっても、足元でどんどん増やされてしまったら焼け石に水なのです。だから、登録団体の条件というものも、きちんと東京都で、今後、困って、まあいいかなどと言って登録しないように、そこはきちんと厳守していただきたいと思っているのですけれども、そういうことは今までありませんよね。

○金谷動物愛護相談センター所長 個別の団体について申し上げることはできませんけれども、今、委員から御指摘いただいたように、私どもとしても不妊・去勢手術は必要なことと考えておりますので、先ほど原口が申したように、例えば現在のものを緩和するという団体登録の条件の変更等につきましては、そういう心配はないと言っていいかと思えます。

○渡井委員 今後もないということですね。

○金谷動物愛護相談センター所長 結構かと思えます。

○渡井委員 それでやっと安心しました。

○林会長 他にありますか。

山口委員。

時間が迫ってまいりましたので、少しずつ短くお願いします。

○山口委員 先ほど渡井委員がおっしゃった譲渡団体の件なのですが、譲渡団体として登録するとき、一応、条件は合っているけれども、その後、条件が崩れてくる可能性もありますので、そこら辺を年に1回ぐらいは必ず飼養施設を見に行っていらっしゃるのかどうか。

関西のほうでもいろいろなところで、今、多頭飼育崩壊、二次崩壊、三次崩壊というのが出てきております。警察の手が入ったりもしてきておりますので、やっとマスコミ

でも殺処分ゼロの危うさということは言われてきております。団体譲渡というのは確かに新しい飼い主を探すのにいい手だと思いますし、企業に対しても、本当に協力のできるいい企業であれば提携するのでもいいと思うのです。ただ、最初の条件がよかったらそれで今後もずっといいとは限りませんので、必ずチェック機能を十分発揮していただきたいということをお願いしたい。

もう一つ、質問がございます。東京都も動物の福祉のことを考えて、学校に動物を連れていくのではなく、動物を使わないで教育をし始めたというお話をいただいて、動物の福祉のことを考えてくださるというのは、子供たちにもよい影響を与えるというようには思っているのですが、どのような形で教育をされているかというのをちょっと御紹介いただけませんかでしょうか。

○金谷動物愛護相談センター所長 動物愛護相談センター所長の金谷でございます。

動物を使わないというか、連れていかない動物教室なのですけれども、かつてはふれあい犬等を連れて行って行っていたのですけれども、御指摘のように動物に関するストレス等もございますし、それから、取り扱っている動物の数そのものがどんどん減ってきて、そのようなふれあい用の犬を連れていくことが実質的に難しくなってきました。

そこで、これまでも御紹介がありましたが、効果的な、動物を連れていかずにやるようなものなのですけれども、例を挙げますと、例えば犬の気持ちになってみようというプログラムが一つございまして、お子さんたちが2人一組で、犬の役をする人と人間という役割分担をします。犬のお面をつけてみて、犬の格好をしてもらおう。地面に手をついて四つんばいになってもらって、そうすると、視線がすごく低くなります。そこに人の役のお子さんが、よくありますように犬をなでるときに、上から手を差し伸べて頭をなでようとする。それを犬の役のお子さんから見ると、非常に圧迫感があって怖いので、つい犬は怖くなって手をがぶりと咬んでしまうのだよ、だから、そういうことはやめようね、下から手の甲を出してさわろうねと。その前に、まず飼い主さんにさわっていいですかということをちゃんと聞く。このようにして、お子さんが咬まれたりしないよう、咬傷事故の防止ということをわかりやすく解説をしております。

その他にも動物が命あるものということで、聴診器で心音をパソコンに導入したものをスピーカーで流して、同じように心臓が動いていますよねということで動物愛護の心を育むとか、それから、動物をさわったら必ず手を洗って感染症の予防というような内容となっております。これはお子さんたちも大変落ちついた感じでお話を聞いてもらえるので、逆に言うと動物を連れて行ったときに比べても非常に効果的な内容になっているかと思えます。

以上、簡単ですけれども、御紹介させていただきました。

○林会長 ありがとうございます。

もう一つほど、もし御意見、御質問があればお受けできますけれども、よろしいです

か。

○打越委員 あとでもう一回と思いますが、今、返還・譲渡を進めることで致死処分の数が大きく減ってきているというお話がありましたけれども、実際に数値を見ると、平成24年度から25年度にかけて致死処分の数がうんと減っていますが、返還・譲渡数が10年間でさほど増えたかという、実はその数値は同じぐらいで、引取数が減ったことによる理由がほとんどだと思のです。ということは、もちろん一般の飼い主が適正な飼い方をするようになったということであれば、あるいは地域猫の不妊・去勢手術が進んだということならばいいのですが、実際には、今、多頭飼育の問題がすごく深刻になっていて、また、殺処分ゼロを掲げてしまうことによって、先ほど団体の登録の話がありましたけれども、実は適正飼養がしにくいであろう、譲渡に不適切であろうと思われる犬や猫も、ボランティアの皆様が優しい感情があつてこそとは言え、殺すのはかわいそうだからうちが引き受けるという全部持って行ってしまふところがあつて、多頭飼育の場所が分散して変化しつつあるというのが、今の全国の傾向だと思います。

山口先生もおっしゃっていましたが、殺処分ゼロというのは非常に危うい裏がある概念だと思つて、環境省のほうも、かつて牧原プランで殺処分ゼロを掲げたものの、やはりその誤りについて彼らも気がつき始めて、看板をおろそうとし始めていますので、むしろ多頭飼育の問題に積極的に向き合い、そのためにも適正な譲渡基準を設けて、かわいそうだ、1匹でも命を助けようという感情で施策をするのではなく、適正譲渡基準を客観的に定めていくことが重要だと考えております。

以上です。

○林会長 これについては、よろしいですか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 私どもも譲渡の基準については、見直し、検討をする必要があるというように考えておまして、御意見を参考にさせていただきたいと思つます。

○林会長 今日の参考資料1にありますように、動物福祉等の観点から行った殺処分、このカテゴリーは、ある意味では東京都のこれまでの見識の高さを示すものだと思うのですね。動物を殺処分しなかったことによって、動物が不幸になることは幾らでもあるわけで、これは特に激しい苦痛からの解放とか、その他、動物だけではなくて飼い主との関係もまた想定されます。こういうカテゴリーはちゃんと大切にさせていただきたいと思つます。これは私の意見です。

それでは、次のところに移つてよろしいでしょうか。

次は、お手元の資料4「動物愛護相談センター整備基本構想の検討について」ということで、パワーポイントで御説明をいただけるという話を聞いています。私はハルスプランが平成15年にできてから、これまでずっと見てきているのですが、東京都の動物愛護行政がここまで来たかという感があります。そういう意味では非常に楽しみにして

いる構想です。

事務局から御説明いただきます。

○根岸健康危機管理推進担当課長 健康危機管理推進担当課長の根岸と申します。私のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料4について御説明をさせていただきます。

先ほど推進計画のハルスプランの進捗状況について御説明をさせていただきましたが、資料2の13ページにございます施策13の部分については、今年度の取組といたしまして動物愛護相談センターの役割と機能の検討を進めているところでございます。センターは都の動物愛護管理施策の中核を担うものでありまして、今後、センターのあり方について、今年度末までに基本構想として取りまとめる予定としております。

本日は検討の視点等について御説明をさせていただきますので、委員の皆様から御意見等をいただければと思っております。

(スライド資料2枚目)

先ほども説明がありましたハルスプランについてでございます。平成26年3月に改定をいたしまして、施策の展開の方向を4つに整理をいたしました。重要な部分ですでもう一度繰り返させていただきますが「動物の適正飼養の啓発と徹底」「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」「致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」「災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」でございます。今後、こちらの4つの方向性、いわゆる柱に沿って業務や課題を整理することといたします。

(スライド資料3枚目)

センターの現在の業務内容について、まずは整理をさせていただきました。こちらは4つに分けて整理をしております。

まず、1番目でございますが「動物愛護・適正飼養の推進に係る業務」ということでございます。施設の見学対応であるとか、啓発行事、動物教室、あと、先ほど原口のほうからも説明がありましたが、適正飼養講習会、近いところだと、2月11日に「高齢ペットとの暮らし方」を都民ホールで行います。それと飼養等の相談・苦情対応といったものでございます。

続きまして、2番目ですがその下の四角のところ。「動物取扱業者等の監視指導に係る業務」ということです。監視指導の他、特定動物の飼養許可・監視指導、あと畜舎等の衛生確保といったものがございます。

(スライド資料4枚目)

続きまして、3番目でございますが「動物の保護・収容と管理に係る業務」でございます。犬の捕獲・収容、負傷動物の収容・治療、飼い主・拾得者からの犬猫の引取、それらの動物の収容・管理、譲渡でございます。

最後に「動物に関する危機管理に係る業務」としまして、最近話題になっております首都直下地震を初めとした災害が都内に発生した場合には、動物救援本部を設置いたし

ます。それと被災動物の一時保護、狂犬病などをはじめとする動物由来感染症罹患動物の隔離・検査、訓練実施といったことが業務として挙げられます。

(スライド資料5枚目)

続きまして、基本構想を整理するに当たって、近年における状況というものも幾つか列挙しまして、そちらを踏まえて検討する必要があるということでまとめさせていただきました。

まず一番上からですが、動物の遺棄・虐待事件が発生しているということ、それと先ほどからお話がいろいろありましたが、多頭飼育が崩壊している事例が発生しているということ。

3つ目ですが、こちらは参考資料3と4でもお示ししている内容でございますが、致死処分数は大幅に減少いたしました。平成27年度においても、年間約800頭が致死処分ということで、それらの多くを猫が占めているというような状況、それと飼養継続が困難となって、飼い主から動物を引き取る場合の理由としましては、飼い主の病気や高齢、もちろん飼い主の方が高齢で亡くなってしまったというようなこともありますが、そういった理由が多数を占めているというような状況でございます。

それから、都内の動物取扱業者が年々増加をしているということで、先ほども資料2の8ページで動物取扱業の登録施設が約4,500という数を具体的にお示ししておりますが、年々増加をして、10年間で約2倍にまで膨れ上がっているというような状況、それと猫カフェの話などもございましたが、行政処分につながる事業者も発生しているようなことが上げられます。

下から2番目ですが、熊本地震においても災害時の対応の重要性というのが指摘されております。

一番下ですが、これも先ほどお話がありました。平成25年7月に台湾で狂犬病に罹患した動物、これは具体的にイタチアナグマと犬ということでございますが、そういった動物が発生しているという実態がございます。

(スライド資料6枚目)

続きまして「センターの役割・機能の検討」ということで、まず、ここに書いてありますとおり、センターは都における動物愛護や危機管理の拠点としての役割を担っております。先ほども説明しましたような近年の状況も踏まえまして、今後、さらなる致死処分数の減少、あとは動物の適正な取り扱いを推進していくためには、保護した動物を譲渡するまでの飼養環境の向上、また、事業者の増加等に対応した監視指導の充実など、センターの機能を強化していく必要があるというように考えました。

(スライド資料7枚目)

そこでハルスプランに掲げました施策を推進して、先ほども説明しましたが4つの施策展開の方向に基づき、機能等を検討することといたしました。

4つの柱は先ほど説明したので割愛させていただきます。

(スライド資料 8 枚目)

こちらの 4 つの柱に分類をして、充実強化が必要な事項ということで例としてまとめさせていただきました。

まず「動物の適正飼養の啓発と徹底」でございますが、命あるものである動物に対する愛護の精神と適正飼養等の普及に向けて、充実強化が必要な事項といたしまして我々が考えるのは、専門性を活かした正しい知識の普及ということで、センターは獣医を中心として職員が配置をされております。動物に関する専門的な知識やノウハウを有しているということですので、そういった専門性をいかしていこうというものでございます。

2 番目に、センターの内外で行います啓発行事や動物教室等の学ぶ機会の提供。

3 番目「関係者」とございますが、区市町村、獣医師会、動物愛護団体の皆様、あとボランティアの皆様、そういった関係者との会議であるとか研修、あとは相談対応といったものでございます。

最後のところですが、普及啓発用の教材作成など、人材育成等に向けた基盤づくりといったことが必要だというように考えております。

(スライド資料 9 枚目)

続きまして、2 番目の柱「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」についてですが、増加が続く動物取扱業者の適正な活動の確保に向けて充実強化が必要なものとしまして、個別相談、自主管理ツールの提供等による事業者の取組の支援・促進でございます。自主管理ツールといいますと、実際には、例えば自分自身で点検できるような自主点検記録表なんていうのもございますので、そういったものを活用して自主管理が進むように支援をしていくということ。それと 2 番目ですが、効率的な事業者の監視指導体系の構築、これは限られた人数、体制の中で行っていかねばいけませんので、こういったことも強化が必要だろうと。

最後ですが、法令遵守の意識に乏しい、そういった問題のある事業者等に対する迅速な対応、重点的な指導を行うための体制の確保、こういったものが挙げられると思っております。

(スライド資料 10 枚目)

続きまして、3 番目の柱ですが「致死処分数の更なる減少を目指した取組推進」ということで、殺処分ゼロに向けた引取数の減少と、保護・収容した動物の譲渡拡大に向けて充実強化が必要なこととしまして、動物の種別ごと個体ごとの飼養管理、これは動物のストレスへの配慮などから行うべきことというように考えております。それと、感染症対策・治療の設備、あと譲渡の機会を拡大するための飼養期間の延長といったことが挙げられると思います。

2 番目としまして、動物譲渡の取組を多くの都民に知ってもらうための PR 活動と情報提供。

3 番目ですが、都の譲渡事業に協力していただける登録譲渡団体をはじめとした関係

団体等と連携・協働した取組。

最後ですが、飼い主がセンターへ引取相談する際に行います、新たな飼い主探しに関する助言、情報提供等、こういったことが挙げられると思います。

(スライド資料 1 1 枚目)

続きまして、4番目の柱「災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」ですが、災害時の動物救護活動の基盤となるベース機能、本部機能ということですが、ベース機能の確保に向けて必要なこととしまして、災害時の動物救護活動に備えた訓練、それと被災動物の一時保護、あとはケージをはじめとする災害用物品の備蓄。

3番目ですが、平常時からの動物由来感染症の調査研究。これは発生時の的確な対応のために行うものでございます。

最後に、感染症発生時、特定動物が逃げ出した際における迅速な動物の捕獲、安全確保対策といったことが挙げられます。

(スライド資料 1 2 枚目)

続きまして「検討を進める上での留意点」ということで、最後の2枚になります。＜執行体制＞と＜施設整備＞ということ、それぞれ考えられ得る留意点を挙げさせていただきました。

まず執行体制についてですが、東西に広い東京の地理・地域特性の配慮ということ、現場へのアクセスが長時間化しないように配慮することが必要だということに考えております。それと監視指導における効率性、対応の迅速性。限られた体制の中で行うことなので、こういったことも注意しなければいけないと考えています。

3番目ですが、先ほども御説明いたしました関係者との連携・協力した取組の拡充、あと施設被災時のバックアップ体制。これはつまり、都内に1施設だけの整備ということになりますと、一つの施設が災害によって機能不全に陥った場合にどうにもならなくなってしまったようなことがありますので、そのために複数の施設がございまして、他の施設が機能していれば一定の収容が可能だと考えております。

最後に狂犬病発生時等の住民の安全確保。こういったことが留意事項なのかなと考えております。

(スライド資料 1 3 枚目)

最後に施設整備の関係での留意点でございますが、まず、来訪者の利便性。これはアクセス面への配慮ということでございます。あとプライバシー等にも配慮いたしました相談機能の確保。

続きまして、譲渡を前提とした動物の健康管理・飼養環境ということ、個体管理、感染症対応、治療設備、運動設備、周辺環境への配慮等がございまして。

続きまして、関係者が集い、連携・協力を促進するための設備ということ、普及啓発や譲渡の取組におきましては、ボランティアの方だとか愛護団体の方々が果たす役割が非常に大きいといったようなことから、こういった方々が集まって協力し合えるよう

な、そのための基本的な設備が必要だということで、例えば譲渡会であるとか、研修、会議等が開けるような設備にする必要があるのではないかとということ。

最後に災害発生時の緊急的収容、災害物品備蓄スペースの確保といったことが挙げられると思います。

現段階で、まだ具体的に各施設をどうするのかといった細かいところまでは詰めていないような状況でございます。ぜひ、今、御説明した内容につきまして、もっとこういう点を留意したほうがいいのか、あるいはこうしたほうがいいのか、あるいはそういう御意見をいただければ、それを踏まえて年度末までに構想を策定したいと思っていますので、ぜひ御意見等をよろしくお願いいたします。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

これは今年度末までにまとめられるということですので、今日は残り時間がありませんけれども、次回も含めて、いただいた資料をもとに建設的な御意見をいただければと思うのですが、とりあえず、ここで御質問、あるいは御意見ございませんか。

○崎山委員 端的にお話をさせていただきたいと思いますが、9月から10月にかけて、世田谷と城南島の2カ所のセンターに見学に行きました。城南島は液状化で地盤が割れているということはあるかもしれませんが、それ以外のイメージで率直に申し上げさせていただきますと、殺伐としていて処分をする前の収容施設のようなイメージがすごくあって、とてもボランティアの皆さんが集まって、交流して、動物愛護のために議論をしていけるような場所ではないという感想を持ちました。

これからセンター整備についての基本構想を練られていくわけですから、そこはもう十分に頭に入れながら、人が足を向けたくなるような施設整備をお願いしたいと思っています。本当に寂しいというか、何か、言わなくてもわかりますよね。

以上です。

○林会長 大変貴重な御意見だと思います。やはりボランティアの人たちが集まっていただけのような場所というのは、寂しい、汚いという感じは絶対にだめですね。

恐らくこれからいろいろな御意見が出るのだと思うのですが、私が心配しているのは、これを進めた上で人がいるのか。中核になって動ける方たちがどのくらいいるのか、中核になって動ける方たちをサポートする一般の方々、ボランティアの方々、NPOの方々というのも当然いていいのです。また、いていただいたほうがいいですけども、そういった人的なことは大丈夫か、予算的に大丈夫かという、その2つがぜひ頑張りたいところですが、人が活動するにも、施設を役立てていくにも中身次第ですから、せっかくの機会ですので御意見はございませんか。

では、小松委員、どうぞ。

○小松副会長 大体がこのハルスプランの中の1～4の中に入っていると思うのですが、ただ、動物の適正飼養の啓発と徹底と言うと、どちらかという固いことで、

先ほどの高齢者のことについても、高齢者だから飼えないというのではなくて、高齢者の動物飼育を支援するということが飼育者の健康寿命も延びるということになるので、適正飼養の啓発と徹底なのですけれども、飼育者をもっと支援することに力を入れていただきたいと思っています。

それと、4の中にほとんど入るのでしょうけれども、危機管理の中には人と動物の共通感染症対策は当然入っていると思います。ただ、この中で一つ抜けているのが、先ほど言った学校に連れていくというのではなくて、その代わりということなんでしょうけれども、都民が本当に行きたくなるような場所というのは、明るく、いろいろな動物関係の総合的なセンターであって欲しいと思っています。

先ほどの子供たちのところも、センターでの動物を用いた子供の情操教育ですね。それもまた、不登校児童の心身の安定だとか早期の学校復帰ですとか、長野県ではそういうことでセンター機能もやっているということなので、そういうところにも、ここの中には一定の教育、子供たちのことも、見落としているのかもしれないですけれども、入っていないのではないかと考えていますので、連れていけないからもうやめるみたいなイメージがどうしても、今、中で見ていると、難しいでしょうけれども、教育庁とか、こういう新たなセンターでは環境局とも協力しながら野生鳥獣の保護とか、感染症対策もあるでしょうから、そういうところにも力を入れていただいて、この中には部局が違ってもいいと思いますけれども、野生動物対策とか、感染症対策は、今、一緒にやっていると思うのですが、世界中がワンヘルスの問題を非常に大きく取り上げている中で、センター構想の中にもしっかりと、人と動物の感染症の、ワンワールド、ワンヘルスという理念がありますので、それを入れていただいてセンターを作っていただきたいと思います。

○**林会長** どうぞ、打越委員。

○**打越委員** これはセンターのリフォームや建て替えをするという構想なのですね。要は体制を整備するというだけではなくて、時間をかけて建物も作るという構想があるということを前提に意見を出しているのでしょうか。

○**根岸健康危機管理推進担当課長** 執行体制と施設の設備の方向性についてもまとめることにしていますので、そういった方面からの御意見もいただきたいと思います。

○**打越委員** 最終的な目標として建物の建て替えという大規模なところも含んでいるのですか。

○**林会長** それを排除しないということです。

○**打越委員** わかりました。それはとてもよいことだと思います。

ハード面が全てではないですけれども、先ほど都議の先生あるいは小松先生がおっしゃっていたように、多くの人が集まれるところから変わっていくというのは、私が住んでいる長野県の動物愛護センター・ハローアニマルは本当にそのための施設で、ここにいらっしゃる方々も何人も視察にいらしたことがおありだと思っておりますが、実は施設そ

のものを作る構想が始まったのは1995年のことなのです。今から20年以上前で、動物愛護管理法ができる前の、まだ犬や猫を虐待しても罰金3万円だった時代、100万頭近く殺処分していた時に、長野県は今から20年前に、愛護センターで殺処分ではなくて、人を教育するための場をつくり、多くの住民や幼稚園児が遠足に来られる場所という構想で始めているところなのです。

あれが素晴らしいのは、2001年からオープンしているのですけれども、実は20年間一度もリフォームをしていないのです。もちろんリフォームしていないことによって、例えば犬舎よりも猫舎を増やさないといけないとか、いろいろ微修正しないと使いにくいところというのは出始めているのですけれども、とはいえ、全国のどこのセンターに行ってもハローアニマルほどの施設はないです。犬や猫のしつけ教室をやるにしても、子供たちを受け入れるにしても、保健所から引き取った犬猫を飼養保管する設備に関してトップレベルで、それが20年間リフォームせずに生き残っているということは、その前に5年間かけて職員や学識経験者が徹底的に、実際にどうやって使うか、これから先、10年後にどんな課題が出てくるかというところまで含めて検討している、その議事録を私は持っているのですけれども、それが素晴らしいのです。ところが、長野県の職員さんたちはみんな恥ずかしがり屋なのであまり上手にアピールしないのですけれども、もしも東京都の皆さんが視察に来ていただく時には、私が横でお尻をたたきながら、長野県のセンターができるまでの経緯をお伝えしたいと思いますので、ぜひ時間をかけていただきたいというのが1点です。

それから、先ほど小松委員がおっしゃった、ワンヘルス、野生鳥獣対策の問題というのは、本当に、今、大きな問題で、犬や猫の問題だけを見ている、実は人間と動物の関係をもう改善できないところに来ていると思うのです。例えば犬や猫の命だけを大事にしても、牛や豚の育成の方法がひどいとか、あるいはせっかく日柳委員がいらっしゃっているので、実験動物の福祉の問題も、今、すごく大きく変化してきていて、我々人間は、実はものすごく多くの動物の犠牲の上に生活を成り立たせている、だからこそ、目の前にいる犬猫を大切にするとともに、見えないところで犠牲になっている動物への感謝の思いや、あるいは東京五輪が来ますのでフードビジョンと言われて、選手に出す食事については、動物の福祉にも配慮した、あるいは環境保全にも配慮したフードを出すというようなビジョンが、オリンピックの委員会の中で、ほぼ義務として受け継がれてきていますので、別に動愛法の規制を実験動物や畜産動物にどうするかという実務的な議論ではなくて、やはり畜産動物や実験動物あるいは東京都の動物園の動物のことや、それから、里山で暮らす野生鳥獣たちのことも教育できるような、それができてこそ、東京都が先進的な、全国トップレベルのセンターになるのではないかと私は思いますので、ぜひ本格的な検討をお願いしたいと思います。

○林会長 よろしいですか。

東京五輪の跡地をぜひこれに使ってもらいたいと私は思います。これまでの場所はな

るべく見えないようにしていた場所なのですね。東京五輪の施設は、人に来てもらおうと思う場所だから、どこでもいから、そういうところをちゃんと利用してくれるくらいでないと、人が来やすいか来にくい、周りの景観もありますし、それ以上に交通の便がいいということもありますので、本格的なセンターとしては、インフラは非常に重要で、いい場所に作ってもらいたいと思います。

他に御意見はありますか。

どうぞ。

○山口委員 先ほどハードの面も含めてということをお聞きして、それは大変うれしいことだなと私も思っております。それにつけ加えまして、先ほどから教育の面とかいろいろな面で動物福祉という言葉を出していただいておりますので、新しい施設の目標は動物福祉ファースト、東京は動物福祉先進都というのを大きく掲げられるようなビジョンを出していただけたらなと思います。

動物福祉の場合は、一応、動物の利用は認めておりますけれども、そこに必ず動物福祉の確保がなければならないということになっております。先ほど小松委員から高齢者の飼育支援というお話もありましたけれども、高齢者の飼育支援を都だけにやりなさいと言ってもかなり無理なことになっていくと思うのです。獣医師会も大いにかかわらなければならない問題で、今、本当に何が問題かという、高齢者が先に亡くなって動物が宙に浮いてしまうという問題があちらこちらで出てきております。ですから、動物も宙に浮かないような、そして、人も幸せになるような飼育体制を、どのように作っていったらいいのかというのは、都だけではなく、ここに参加されている方々、ボランティア団体、獣医師会、全部が一緒になって考えないと、単なる動物の利用に終わってしまうと思います。

教育のほうも、必ず動物を連れていかなければならないかという、動物を連れていくがために輸送のストレス、ぎゅっと抱かれることによって翌日は下痢、嘔吐みたいなことが多々あったからこそ、奈良県などではできるだけ、最終的には動物と触れ合うけれども、最初の入り口は共感教育ということで、生身の動物を使わなくてもできる教育から入り、そして、動物とどういように接していくかを教えていくという、その辺は動物福祉を最初に考えて、その上で教育をしていくということは、とても重要なことですので、ぜひハードの、明るい、良い施設とともに、ソフトが動物福祉ファーストということで大きなビジョンを描いていただけたらなと思います。

○林会長 ありがとうございます。

ハードの話ばかりになっているのですが、次回はなるべくソフトの話もしていただくこととして、打越委員に長野の先進例を簡単にまとめて紹介をいただくほうがいいかなという感じがしますね。確かに長野は、その点で先進県だろうと思います。

○打越委員 長野県のハローアニマルに行かれた方、この中には結構いらっしゃると思うので、単に施設はこういうようになっていますという紹介より、過去の経緯を、政策プ

ロセスとしての紹介ができたらいいなと思います。

もちろん私が話すのでいいですけども、例えば東京都さんに当時の担当者さんもお招きいただいて語るのもいいのかもしれないと思います。そのあたりは会長と事務局で御検討いただいて、もしよろしければ長野県の職員さんはみんな仲よしですので声をかけたいと思います。

○**林会長** どうぞ。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 長野県は私どもも視察に行かせていただいたことがございますので、その点に関しましては後ほど御相談させていただきたいと思います。

○**林会長** あと一つ二つぐらいの御意見、御質問で終わりたいと思います。

香取委員、どうぞ。

○**香取委員** ハードもソフトも両方なのですが、このたびハードのほうも変わるらしいと伺って、この間、全国紙の記者とセンターへ行ってびっくりして、これは東京都と言うぐらい驚いていて、まず施設が職場環境としてもお気の毒なのではないかと言っていたのです。ですので、センターが変わることは本当に素晴らしいと。殺す施設から生かす施設へという言葉を神奈川あたりに言っていたのですが、先ほどの打越委員、山口委員に全く賛同なのですが、鳥取のほうで元獣医師会長の山根先生がおやりのアミティエというのは、私はちょっとわからないのですが、あちらは社団法人獣医師会の有志の方がつくられたのでしょうか。そして、県が委託する形になっているのですが、東京都はわざわざ獣医師会に委託するというよりも獣医師会と一緒に連携して、あちこち取材して歩くと、東京都獣医師会の先生たちは動物福祉への意識も高く、本当にやる気のある先生たち、小笠原から一生懸命野猫を社会化したり、実際に動物愛護、動物福祉ということで言えば、東京都獣医師会の大いに臨床にかかわってやっぴらっしゃる先生がこのセンターで御協力くださればいいのではないかと思うのです。力の余っぴらっしゃる先生もいっぴらっしゃるでしょうから、と思いました。

○**林会長** いかがですか。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

今日はそろそろ終わりますが、さっき、ワンワールド、ワンヘルスの話がありましたけれども、全くそのとおりで、ついこの間も、医師会と獣医師会が一緒になって北九州市で国際会議を開きました。1,000人近い人が来たのではないかな。だけど、私が心配しているのは産業動物などに関して言えば、あれは人間中心主義の極にいますね。要するに、鳥インフルエンザを広げないために、当該地区の、何か問題があったところの動物は全部犠牲になってもらう。そういう意味では、動物第一主義ではない、人間第一主義なのですけれども、そのときに動物をどう考えていくかということだと思うのですが、なかなか動物によっては難しいです。ここで論議しているのは主に愛玩動物、犬と猫のことですから、そういう意味では比較的話しやすいということはあるですね。

次回、本格的にソフト面というか、いろいろなアイデア、特にアイデアをいただけれ

ばと思うのですが、何といたっても日本の見本となる東京都ですから、ぜひ次回も御出席いただければいいと思いますね。

私の役割はこれで終わりなのですが、事務局から連絡事項等があるかと思しますので、ぜひお願いいたします。

○原口環境衛生事業推進担当課長 先生方、いろいろと御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

事務局のほうから御連絡させていただく事項としまして、次回の審議会のことでございます。

ただいま最終的な日程調整中ではございますけれども、次回は2月7日の午後を予定しております。また、テーマでございますが、動物愛護相談センターの基本構想について、皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

また、次回の審議会の前までには資料をお目通しいただけるように、少し早目に資料を御送付申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○林会長 次回は2時半からということですか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 今、2時半からを予定しております。2月7日2時半からということでございますので、よろしくお願いたします。

○林会長 わかりました。

それでは、どうぞ。

○小林健康安全部長 林会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、本日は長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。

次回の審議会も、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午後3時48分 閉会)